

告 示

埼玉県告示第千三百七十五号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

埼玉県志木市宗岡地内他

四 作業期間

令和五年九月二十九日から令和五年十二月二十三日まで